普通預金規定

1. 取扱店の範囲

この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは 払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、通帳を持参かつ 届出の印鑑との照合ができるものにかぎります。

2. 証券類の受入れ

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の 白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務は負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定 の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、当行所定の方法 により表示する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきま す。

3. 振込金の受入れ

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複 発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳 を取消します。

4. 受入証券類の決済、不渡り

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認 したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しは できません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載し ます。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、 その証券類について権利保全の手続をします。

5. 預金の払戻し

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
- (2) カード付の通帳は、現金自動支払機から払戻しをすることができます。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるとき は、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

6. 利息

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済 されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上について付利単位を 100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、当行所定の方法に より表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。 なお、利率は金融情勢の変化により変更します。
- (2) 決済用の普通預金は無利息とします。

7. おまとめ記帳

通帳への未記帳が相当件数を超えると入出金についてまとめて記帳をします。おまとめ記帳を回避したい場合は、事前に当店窓口に申し出てください。

8. 届出事項の変更、通帳の再発行等

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の 届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって原則として当店 に届出てください。この届出の前に、当該届出がなされなかったこと により生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を 除き、当行は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または 通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相 当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 通帳を再発行 (汚損等による再発行を含みます。) する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

9. 成年後見人等の届け出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、 直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けく ださい。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判 所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様にお届 けください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、 直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けくだ さい。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意 後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けくだ さい
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に、当該届出がなされなかったことにより生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

10. 印鑑照合等

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. 譲渡、質入れ等の禁止

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

12. 反社会的勢力との取引謝絶

この預金口座は、後記第 14 条第 3 項のいずれにも該当しない場合 に利用することができ、後記第 14 条第 3 項の一にでも該当する場合 には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

13. 取引の制限等

(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。

預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 1年以上利用のない預金口座は払戻し等の預金取引の一部を制限する可能性があります。
- (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ、 適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法によ り届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が 超過した場合、払戻し等の本規程にもとづく取引の全部または一部 を制限する場合があります。
- (5) 第1項から第4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除いたします。

14. 解約等

(1) この預金口座を解約する場合には、届出の印章およびこの通帳を持 参のうえ、当行本支店に申出てください。なお、当店以外での解約の 申出は、前記1. (取扱店の範囲) の当店以外での払戻しに準じて受け

普通預金規定

付けます。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。またこの解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

また、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行 が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合 または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明ら かになった場合
- ② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合
- ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその おそれがあると認められる場合
- ④当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前条第1項もしくは第4項の定めにもとづき預金者が回答または届け出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
- ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係 法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行 が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の 解約が必要と判断した場合
- ⑥上記第1号から第5号までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
- ⑦前条第1項から第4項までに定める取引の制限が1年以上にわたって解除されない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が、口座開設申込時にした表明・確約に関して申告内容に 反することが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当する事が判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する こと
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係 を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第 三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員 等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する などの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 自己、自社の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該 当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を 毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が当行が別途表示する一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、 当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な 書類等の提出または保証人を求めることがあります。

15. 通知等

第8条第1項に定める届出を怠るなど預金者の責に帰すべき事由により、当行が行った通知または送付書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

16. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1)この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印をしてこの通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を 適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の 定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金 の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合にお いても相殺することができるものとします。

17. 未利用口座手数料

- (1) 当行が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本条に定める 未利用口座手数料以外の払戻し等、所定のご利用がない口座を未利用 口座として取扱います。
- (2) 未利用口座に該当した場合、お届けのご住所に未利用口座に関する ご案内の書面(本条第4項により解約が見込まれる場合はその旨の通 知を兼ねます)を郵送します。ご案内後、一定期間、所定のご利用が ない場合、当行が定める未利用口座手数料をお支払いいただきます。
- (3) 当行は未利用口座手数料を、未利用口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引落しできるものとします。
- (4) 未利用口座の預金残高が未利用口座手数料以下の場合(残高が0円の口座を含みます)、当行は当該預金残高全額を引落し、未利用口座手数料に充当のうえ、当該口座を解約することができるものとします。なお、口座残高を超えて手数料の支払義務はございません。
- (5) 引落しとなった未利用口座手数料についてはご返却いたしません。 また、前項の規定により解約された未利用口座の再利用の求めには応 じられません。

18. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします
- (2) 前項の変更は、前項の周知の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以上